

公益社団法人岐阜県看護協会
岐阜県看護協会立ケアプランセンター高山運営規程

(事業の目的)

第1条 公益社団法人岐阜県看護協会（以下「本会」という。）が設置する岐阜県看護協会立ケアプランセンター高山（以下「センター」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な介護支援及び介護予防支援業務を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 要介護者等に対する介護支援業務の提供は、次の運営方針にもとづいて適正に行う。

- (1) 被保険者が要介護状態となった場合、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- (2) 被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行うこととする。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認し、その支援も行う。
- (3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し努める。
- (4) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (5) 市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等と連携し、適正な指定居宅介護支援計画を提供する。
- (6) 市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、調査の留意事項を踏まえ、公平中立に、かつ、被保険者に対して正確な調査を行う。

(センターの名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
岐阜県看護協会立 ケアプランセンター高山	高山市冬頭町588番1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常 勤	兼 務	備 考
管理者	主任介護支援専門員	1名		
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	2名		
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		
事務職員			2名	

(1) 管理者

管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任介護支援専門員

主任介護支援専門員は、第2条の運営の方針を遵守し、居宅介護支援の提供にあたりとともに、他の介護支援専門員に対する助言・指導を行う。

(3) 介護支援専門員

介護支援専門員は、第2条の運営の方針を遵守し、居宅介護支援の提供にあたる。

(4) 事務職員

事務職員は、介護報酬請求事務等の必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの期間を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の営業日及び営業時間のほか、利用者の便宜に供するため、職員を待機させて、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 介護支援専門員（主任介護支援専門員を含む。以下同じ。）は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示する。

(2) 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、利用者の被保険者証に

より被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無、認定区分とその有効期間を確認する。

- (3) 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- (4) 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間の満了日の1ヶ月前には行われるよう必要な支援を行う。
- (5) 介護支援専門員は、要介護認定等の居宅サービス計画の作成について、被保険者と家族の意見を尊重して、保健医療サービス並びに福祉サービス等の多様なサービスを、サービス事業所と連携し、総合的、一体的、効率的な居宅サービス計画を作成し、被保険者の承認を得て、サービス提供の手続きを行う。
- (6) センターは、正当な理由なく事業の提供を拒否してはならない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知することとする。

ア 介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。

イ 偽りやその他の不正な行為によって保険給付を受けたとき、又は、受けようとしたとき。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に関する業務を行うものとする。

(2) 相談の場所

介護支援専門員は、センターの相談室又は利用者の自宅で利用者の相談を受けるものとする。

(3) 利用者への情報提供

居宅サービス計画作成の開始にあたっては、利用者及びその家族に対し、当該地域における指定居宅サービス事業者の名簿、サービスの内容、利用料等の情報を提供し、利用者がサービスの選択ができるように配慮するものとする。

(4) 利用者の実態把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の有している能力、すでに提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者

が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

(5) 居宅サービス計画の原案作成

介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象の指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。

(6) サービス担当者会議の開催

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づいたサービス担当者の会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

(7) 利用者の同意

介護支援専門員は、利用者又はその家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得るものとする。

(8) サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者又はその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとする。

(9) 利用者の居宅訪問

介護支援専門員は、前号の把握を行うため、指定居宅サービス等の提供開始後、概ね1か月に1回程度利用者の居宅を訪問するものとする。

(10) 介護保険施設の紹介等

ア 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

イ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(利用料、その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利

用者の負担は無料とする。

- 2 通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施区域を超える距離1kmにつき50円とする。
- 3 指定居宅介護支援契約を締結し、居宅サービス計画を作成中に、利用者の都合により当該契約を解除した場合のキャンセル料は8,500円とする。
- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対して説明したうえで、支払いに同意する旨の文書を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 センターの通常の事業の実施地域は、高山市及び飛騨市の全域とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第10条 センターは、保険者に対し、居宅サービス契約その他の実施状況に関する報告を、毎月行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第10条の2 センターは、感染症や非常災害の発生時において、要介護者等に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(相談、苦情)

第11条 センターは、提供した事業に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(法令順守の徹底)

第11条の2 介護支援及び介護予防支援業務の実施に当たり、要介護者等への適切なサービス提供等の」

ため、法令等の順守を徹底する。

- 2 センターにおける法令順守責任者を、管理者とする。

- 3 法令順守責任者は、職員に対する法令順守にかかる研修のほか、必要な取組みを行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条の3 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催と、その結果の職員への周知徹底
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（身体的拘束等の禁止）

第11条の4 センターは、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等という。」を行わない。

- 2 センターは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

（衛生管理等）

第11条の5 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）のおおむね6月に1回以上の開催と、その結果の職員への周知徹底
- （2）感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- （3）職員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（その他運営に関する重要事項）

第12条 センターの従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 サービス担当者会議等に利用者及びその家族の個人情報を使用する場合は、

あらかじめ利用者及びその家族に説明のうえ、同意を得るものとする。

- 4 センターは、従業者の資質向上のための研修の機会を確保することとする。
- 5 センターの見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員その他職員の勤務体制、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。
- 6 従業者は、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨を指示し、若しくは強要し、又は利用者及びその家族並びに居宅サービス事業者等から金品その他如何なる財産上の利益も収受してはならない。
- 7 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 8 センターは、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 9 この規程に定める事項の外、センターの運営に関する重要事項は、公益社団法人岐阜県看護協会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 公益社団法人岐阜県看護協会高山訪問看護ステーションケアプランセンター運営規程及び公益社団法人岐阜県看護協会上宝訪問看護ステーションケアプランセンター運営規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和６年５月１６日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和７年４月１日から施行する。